

# 官報

号外 昭和三十三年三月二十八日

## ○第四十六回 衆議院會議録 第十九号

昭和三十三年三月二十八日(土曜日)

議事日程 第十八号

昭和三十三年三月二十八日

午後一時開議

第一 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 林業信用基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件

第四 通商に関する日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

第五 国立学校特別会計法案(内閣提出)

第六 自動車検査登録特別会計法案(内閣提出)

第七 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

原子力委員会委員任命につき同意を求めめるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めめるの件

日程第一 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 林業信用基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件

日程第四 通商に関する日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

日程第五 国立学校特別会計法案(内閣提出)

日程第六 自動車検査登録特別会計法案(内閣提出)

日程第七 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

昭和三十三年三月二十八日 衆議院會議録第十九号 原子力委員会委員等任命につき同意を求めめるの件 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案外一案

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

午後一時十五分開議  
○議長(船田中君) これより會議を開きます。

原子力委員会委員任命につき同意を求めめるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めめるの件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

内閣から、原子力委員会委員に武田榮一君を、日本放送協会経営委員会委員に松坂佐一君を任命したので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

日程第一 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 林業信用基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(船田中君) 日程第一、保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第二、林業信用基金法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十三年二月三日

内閣総理大臣 池田 勇人

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律

保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「十年」を「二十年」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由

保安林整備計画の実施の状況及び最近における水資源の需要の動向にかんがみ、保安林整備臨時措置法の有効期間を延長して保安林の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

林業信用基金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて附会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十三日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田中君

林業信用基金法の一部を改正する法律

林業信用基金法(昭和三十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。



日本国政府のために

福田一

オーストラリア連邦政府のために

J・マッキアン

L・R・マッキンタイア

通商に関する日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

右  
国会に提出する。

昭和三十一年二月十四日

内閣総理大臣 池田 勇人

通商に関する日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

通商に関する日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

理由

政府は、エル・サルヴァドル共和国との間の通商関係を促進するため、昭和三十一年七月十九日に東京で、通商に関する日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

通商に関する日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の協定  
日本国政府及びエル・サルヴァドル

ル共和国政府は、両国間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化すること、両国間の通商関係を強化し、かつ、発展させること並びに両国民の生活水準を向上させるため相互に有益な投資及びその他の形態の経済的協力を助長することを希望して、両国間の通商関係を公正かつ衡平な基礎の上に規律する通商に関する協定を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれ全権委員を任命した。

日本国政府

外務大臣 大平正芳

エル・サルヴァドル共和国政府

経済大臣 サルヴァドル・ハ

ウレギ

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を交換し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

すべての種類の関税及び課徴金で、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに關連して課され、又は輸入品若しくは輸出品のための支払手段の国際的移転について課されるものに關し、それらの関税及び課徴金の賦課の方法に關し、輸入及び輸出に關連する規則及び手續に關し、輸出貨物に対する内国税の適用に關し、輸入貨物について又はこれに關連して課されるすべての内国税その他すべての種類の内国税徴金に關し、並びに輸入貨物の国内における販売、販売のための提供、購入、分配又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に關し、いずれか一方の締約

国がいずれかの第三国を原産地とする産品又はいずれかの第三国に仕向けられる産品に對して与えており又は將來与へることがあるすべての利益、特典、特權又は免除は、他方の締約国の領域を原産地とする同様の産品又は他方の締約国の領域に仕向けられる同様の産品に對し、即時に、かつ、無条件に与えらるるものとする。

第二条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、両締約国の領域の間における支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に關して、並びに他方の締約国の領域と第三国の領域との間における支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に關して、いかなる第三国の国民及び会社に与えらるる待遇よりも不利でない待遇を与えらるる。

2 1の規定は、いずれか一方の締約国が、国際通貨基金協定の締約国として有し又は有することがある權利及び義務に合致するような為替制限を課することを妨げるものではない。

3 いずれの一方の締約国も、他方の締約国のすべての産品の輸入に對し、又は当該他方の締約国の領域に仕向けられるすべての産品の輸出に對し、なんらの制限又は禁止をも課してはならない。ただし、すべての第三国の同様の産品の輸入又はすべての第三国への同様の産品の輸出が同様に制限され、又は禁止されている場合は、この限りでない。

4 3の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、貨物の輸入及び輸出について、当該一方の締約国が2の規定に基づいて当該時に課することができる為替制限と同等の効果を有する制限又は統制をすることができ。

第三条

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の有効な法令に従つて当該他方の締約国の領域に入国し、同領域において滞在し、旅行し、及び居住し、並びに同領域から出国することを許され、かつ、これらのすべての事項に關して、いかなる第三国の国民に与えらるる待遇よりも不利でない待遇を受けるものとする。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、税金の賦課、裁判を受けること、財産權、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の商業、工業、金融業その他の事業の活動の遂行に關するすべての事項について、いかなる第三国の国民及び会社に与えらるる待遇よりも不利でない待遇を与えらるる。

3 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、特許權の取得及び保有並びに商標、營業用の名称及び營業用の標章に關する權利並びにすべての種類の工業所有權に關して、当該他方の締約国の国民及び会社に与えらるる待遇よりも不利でない待遇を与えらるる。

4 2の規定にかかわらず、各締約国は、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは脱税の防止のための協定により、租税に關する特別の利益を与える權利を留保する。

第四条

いづれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国の領域内において、公共のためにされ、かつ、当該他方の締約国の憲法及び法律の規定に従つて正当に補償される場合を除くは、取用し、又は使用してはならない。この条で取り扱うすべての事項については、いづれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、当該他方の締約国又は第三国の国民及び会社に与えらるる待遇よりも不利でない待遇を与えらるる。

第五条

一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国の国民又は会社との間に締結された仲裁による紛争の解決を規定する契約は、いづれの一方の締約国の領域内においても、仲裁手續のために指定された地がその領域外にあるという理由又は仲裁人のうちの一人若しくは二人以上がその締約国の國籍を有しないという理由だけでは、執行することができないものと認めてはならない。その契約に従つて正当にされた判断で、判断がされた地の法令に基づいて確定しており、かつ、執行することができるものは、いづれの一方の締約国の領域内においても、その判断がされた地がその領域外にあるという理由又は

仲裁人のうちの一人若しくは二人以上がその締約国の国籍を有しないという理由だけでは、無効と認め、又は執行のための有効な手段を拒否してはならない。

第六条

1 いずれの一方の締約国の商船も、他方の締約国の商船及び第三国の商船と均等の条件で、外国との間における通商及び航海のため開放されている他方の締約国のすべての港、場所及び水域に旅客及び積荷とともに入ることができる。これらの船舶は、当該他方の締約国の港、場所及び水域において、すべての事項に関して、当該他方の締約国及び第三国の同様の船舶に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

2 いずれの一方の締約国の商船も、他方の締約国の領域に又はその領域から船舶で輸送することができ、すべての貨物及び人を輸送する権利に関して、当該他方の締約国及び第三国の同様の船舶に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。また、これらの貨物及び人は、(a)すべての種類の関税及び課徴金、(b)税関事務並びに(c)奨励金、関税の払いもどしその他この種の特権に関して、当該他方の締約国の商船で輸送される同様の貨物及び人に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

3 前諸項の規定は、沿岸貿易には適用しない。もつとも、いずれの一方の締約国の商船も、外国で積載した旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚げし、又は外国向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載する目的をもつて、他方の締約国の領域内のいずれかの港から他の港に航行することができ、

4 (a) いずれの一方の締約国も、他方の締約国の船舶に対し、難破、海上損害又は不可抗力による寄航の場合には、同様の場合に自国の船舶に与える同一の援助、保護及び免除を与えるものとする。それらの船舶から救い上げられた物品は、すべての関税を免除される。ただし、これらの物品が国内消費のため搬入されない場合に限る。

(b) いずれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の沿岸で座礁し、又は難破した場合、当該他方の締約国の当局は、もよりの地にある船舶所属国の権限のある領事官にその旨を通告するものとする。

5 この条にいう「商船」には、漁船を含まない。

第七条

第一条並びに第二条3及び4の規定は、いずれか一方の締約国が与えており又は將來与えることがある次の特別の利益には適用しない。

(a) 内国漁業の産品に与える利益  
(b) 当該一方の締約国が構成国であり又は構成国となる関税同盟又は自由貿易地域の存在に基づいて与える利益

第八条

1 この協定のいかなる規定も、いづれか一方の締約国が国際通貨基金協定又はそれを修正し若しくは補足する多数国間の協定の締約国として有し又は有することがある権利及び義務に対しては、両締約国が当該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。

2 この協定は、次の措置を執ることを妨げるものではない。  
(a) 金又は銀の輸入又は輸出を規制する措置  
(b) 核分裂性物質、核分裂性物質の利用若しくは加工による放射性副産物又は核分裂性物質の原料となる物質に関する措置

(c) 武器、弾薬及び軍需品の生産若しくは取引又は軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行なわれるその他の物資の取引を規制する措置  
(d) 国際的平和及び安全の維持若しくは回復に関する自国の義務を履行し、又は自国の重大な安全上の利益を保護するため必要な措置  
(e) 美術的、歴史的又は考古学的な価値のある国宝の保護のために執られる措置  
(f) 公衆衛生の保護並びに病気、害虫及び寄生物に対する動植物の保護に関する措置

第九条

各締約国の政府は、他方の締約国の政府がこの協定の実施に関して行なう申入れに対して好意的考慮を払わなければならない。また、協議のため適当な機会を他方の締約国の政府に与えなければならない。

第十条

1 この協定は、各締約国の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この協定は、批准書の交換の日の後一箇月で効力を生ずる。批准書の交換は、できる限りすみやかにサン・サルヴァドルで行なわれるものとする。

2 この協定は、三年間効力を有し、その後も同一の期間ずつ自動

的に延長されるものとする。ただし、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府に対しこの協定を終了させる意思を各期間の終了前少なくとも三箇月の予告をもつて書面により通告した場合、この限りでない。

以上の証拠として、各全権委員は、この協定に署名した。

千九百六十三年七月十九日に東京で、日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために  
大平正芳

エル・サルヴァドル共和国のために  
サルヴァドル・ハウレギ

議定書

通商に関する日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の協定(以下「協定」という。)に署名するに当たり、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受け、さらに、協定の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

1 協定において「会社」とは、商業、工業、金融業その他営利を目的とする事業活動に従事する社団法人、組合、会社その他の団体をいう。

2 第三条1の規定に關し、いずれの一方の締約国も、他方の締約国が相互主義に基づく特別の協定によりいづれかの第三国の国民に対して与えておる又は將來与えることがある旅券及び査証に關する事項についての利益の享受を要求する権利を有しない。

3 第一条、第二条及び第三条1の規定は、エル・サルヴァドルが中米地峽諸国、すなわちコスタ・リカ、グアテマラ、ホンデュラス、ニカラグア及びパナマに与えておる又は將來与えることのある利益には適用しない。

4 第三条2の規定に關し、いずれの一方の締約国も、不動産に關する権利の享有についての待遇が相互主義に服すべきことを要求することができない。

5 協定のいかなる規定も、著作権に關して、いかなる権利をも許し、又はいかなる義務をも課するものと解してはならない。

6 第四条の規定は、いずれか一方の締約国の領域内で取用され、又は使用される財産で他方の締約国の国民及び会社が利益を有するものについても適用する。

7 協定のいかなる規定も、いづれか一方の締約国が関税及び貿易に關する一般協定の締約国として有し又は有することがある権利及び

義務に影響を及ぼすものではない。

8 協定のいかなる規定も、エル・サルヴァドル共和国に対し、日本国が(ア)千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第二条の規定に基づいて日本国がすべての権利、権原及び請求権を放棄した地域に原籍を有する者に対して、又は(イ)同平和条約第三条に掲げるいづれかの地域に対する行政、立法及び司法に關し同条後段に定める状態が存続する限り、同地域の住民及び船舶並びに同地域との貿易に對して与えておる又は將來与えることのある権利及び特権の享受を要求する権利を有するものと解してはならない。

以上の証拠として、各全権委員は、この議定書に署名した。  
千九百六十三年七月十九日に東京で、日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために  
大平正芳

エル・サルヴァドル共和国のために  
サルヴァドル・ハウレギ

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。外務委員長白井莊一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔白井莊一君登壇〕

○白井莊一君 たいま議題となりました二案件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、通商に關する蒙州との協定を改正する議定書について申し上げます。

蒙州はわが国に対しガット三十五條を援用しておりましたので、これが撤回について交渉を行なっておりましたが、これが妥結を見ましたので、昨年八月五日この議定書の署名が行なわれました。

本議定書は、日蒙間のガット關係設定に對して、現行の通商協定に必要の改正を加えたものでありまして、蒙州はこの議定書発効と同時に、ガット第三十五條の援用を撤回することになつております。

次に、エル・サルヴァドルとの間の通商協定について申し上げます。

エル・サルヴァドルは、中米共同市場の中心國であり、同國との通商を拡大することは、わが國にとってきわめて重要でありますので、昭和三十七年以來、協定締結について交渉を行なつておりましたが、昨年七月十九日この協定の署名が行なわれました。

本協定は、関税、輸出入、為替、出入国、滞在、旅行、居住、財産権及び事業活動等に關して最惠國待遇を与

え、海運に關して内國民待遇及び最惠國待遇を与えることを規定しております。

本二案件は、二月十四日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないました。が、詳細は會議録により御了承願います。

かくて、三月二十七日、この二案件についての質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 兩件を一括して採決いたします。

兩件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、兩件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第五 国立学校特別会計法案

(内閣提出)

日程第六 自動車検査登録特別会計法案(内閣提出)

日程第七 食糧管理特別会計法案の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第五、国立学校特別会計法案、日程第六、自動車検査登録特別会計法案、日程第七、食糧管理特別会計法案の一部を改正する法律案

案、右三案を一括して議題といたします。右 国立学校特別会計法案 国会に提出する。

昭和三十九年二月十一日

内閣総理大臣 池田 勇人

国立学校特別会計法

(設置)

第一条 国立学校(国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十五号)第二条第一項に規定する国立学校及び国立工業教員養成所の設置等に關する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)第三条第一項に規定する国立工業教員養成所をいふ。以下同じ。)の充実に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)  
第二条 この会計は、文部大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)  
第三条 この会計においては、一般会計からの繰入金、授業料、入学生料、検定料、病院収入、積立金からの受入金、借入金、財産処分収入、寄附金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、国立学校の運営費、施設費、奨学交付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の

官 報 (号 外)

利子その他の諸費をもつて歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

第四条 文部大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予算計算書を添付しなければならない。

(借入金)

第七条 この会計において、国立学校の附属病院の施設費を支持するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(借入限度の繰越し)

第八条 この会計において、借入金の借入れについては国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができ。

(一時借入金等)

第九条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は在庫余裕金を繰り替えて使用することができ。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の繰入をもつて償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十条 第七条の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十一条 第七条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第九条第一項の規定による一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(剰余金の積立て等)

第十二条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、政令で定めるところにより積立金として積み立て、なお、剰余があるときは、翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

2 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じたときは、積立金からこれを補足するものとする。

3 この会計の積立金は、国立学校の施設の整備の財源に充てるため必要があるときは、予算で定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

4 この会計の積立金は、資金運用部に預託して運用することができる。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十三条 文部大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出

決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十四条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添付しなければならない。

(余裕金の預託)

第十五条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(支出未済額の繰越し)

第十六条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の納納の完了までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 文部大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条

第三項の規定による通知は、必要としない。

(委任経理)

第十七条 国立学校における奨学を目的とする寄附金を受けた場合において、必要があるときは、文部大臣は、当該寄附金に相当する金額を国立学校の学長又は校長に交付し、その経理を委任することができる。

(実施規定)

第十八条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行し、昭和三十九年度の予算から適用する。

2 昭和三十八年度における一般会計の歳出予算のうち、文部省所管の国立学校に係る経費で財政法第十四条の三第一項又は同法第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、この会計に繰り越して使用することができる。

3 前項の規定により繰越しをしたときは、財政法第四十一条の規定により昭和三十九年度の一般会計の歳入に繰り入れるべき昭和三十八年度の同会計の歳入歳出の決算上の剰余金のうち、前項の繰越額に相当する金額は、この会計の昭

和三十九年度の歳入に繰り入れるものとする。

4 この法律施行の際一般会計に所属する資産及び負債で国立学校に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。

5 この法律施行の際における大学及び学校資金(公債金特別会計法外四法律の廃止等)に関する法律(昭和二十二年法律第四十二号)第十條第二項に規定する資金をいふは、政令で定めるところにより、この会計の積立金に組み入れるものとする。

6 第四項の規定によりこの会計に帰属した固有財産で、この法律施行後において引き続き一般会計の使用に供されるものについては、昭和三十一年度に限り無償として整理するものとする。

7 一般会計所属の固有財産を国立学校の用に供するためこの会計に所管換若しくは所置替(以下次項において「所管換等」といふ。)をし、又は使用させる場合においては、当分の間、無償として整理するものとする。

8 この会計において、前項の所管換等を受けた場合において、この会計所属の固有財産を当該所管換等をした各省各庁に係る一般会計所属の行政財産とする必要があること

とにより所管換等をするときは、政令で定めるところにより、無償として整理することができる。

9 公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

10 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「資金運用部特別会計」の下に、「国立学校特別会計」を加える。

11 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 国立学校特別会計の經理を行ふこと。

理由

国立学校の充実に資するとともに、その經理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自動車検査登録特別会計法案

右 国会に提出する。

昭和三十一年二月六日

内閣總理大臣 池田 勇人

自動車検査登録特別会計法

(設置)

第一条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の規定による自動車の検査及び登録の事務に関する政府の經理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する。

(管理)

第二条 この会計は、運輸大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、自動車検査登録印紙売渡収入及び附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費及び一時借入金(利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

第四条 運輸大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて歳及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予算計算書を添付しなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第七条 運輸大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添付しなければならない。

第九条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を

生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(剰余金の預託)

第十条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(一時借入金等)

第十一条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫剰余金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十二条 前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十三条 第十一条第一項の規定による一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第十四条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十八条の十二第二項の規定により保険料を納付するとき。
- 二 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)第十一条第一項の規定により手数料を納付するとき。
- 三 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第一百零二条第一項(第四号、第七号、第十号及び第十一号を除く。)の規定により手数料を納付するとき。
- 四 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第三十一条第一項の規定により保険料を納付するとき。
- 五 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九十二条第一項又は第九十三条第二項の規定により保険料を納付するとき。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

一 収入印紙 郵便局、郵便切手類売りさばき所又は印紙売りさばき所

二 失業保険印紙 郵政大臣が労働大臣に協議して指定する郵便局

三 農産物検査印紙 食糧事務所又は農林大臣が委託する者が設ける農産物検査印紙売りさばき所

四 自動車検査登録印紙 陸運局若しくは陸運事務所(地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第百四十三号)附則第三項の事務をいう。)又は運輸大臣が委託する者が設ける自動車検査登録印紙売りさばき所

五 健康保険印紙 郵政大臣が厚生大臣に協議して指定する郵便局

六 国民年金印紙 都道府県若しくは市町村(特別区を含む。)の事務所又は厚生大臣が委託する者が設ける国民年金印紙売りさばき所

2 前項第一号、第二号及び第五号の印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は郵政大臣が、同項第三号の印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は農林大臣が、同項第四号の印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は運輸大臣が、同項第六号の印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は厚生大臣がそれぞれこれを定める。

3 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「港灣整備特別会計」の下に、「自動車検査登録特別会計」を加える。

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

に次の一号を加える。

十七の二 自動車検査登録特別会計の経理を行なうこと。

理由

道路運送車両法の規定による自動車の検査及び登録の事務に関する政府の経理を一般会計と区分して明確にするため、特別会計を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十九年二月六日

内閣総理大臣 池田 勇人

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並甘味資源特別措置法」を、「甘味資源特別措置法」に改め、

「(以下砂糖類ト謂フ)」の下に「並飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)第三条二規定スル飼料需給計画ニ基キ政府ノ買入ルル輸入飼料(以下輸入飼料ト謂フ)」を加える。

第一条ノ二中「砂糖類勘定」の下に「輸入飼料勘定」を加える。

第一条ノ二中「砂糖類勘定」の下に「輸入飼料勘定」を加える。

第一条ノ二中「砂糖類勘定」の下に「輸入飼料勘定」を加える。

第一条ノ二中「砂糖類勘定」の下に「輸入飼料勘定」を加える。

第一条ノ二中「砂糖類勘定」の下に「輸入飼料勘定」を加える。

第一条ノ二中「砂糖類勘定」の下に「輸入飼料勘定」を加える。

第一条ノ二中「砂糖類勘定」の下に「輸入飼料勘定」を加える。

第一条ノ二中「砂糖類勘定」の下に「輸入飼料勘定」を加える。

第一条ノ二中「砂糖類勘定」の下に「輸入飼料勘定」を加える。



第二条、第三条及び第四条ノ三中「及砂糖類」を、「砂糖類及輸入飼料」に改める。

第六条ノ二ノ次に次の一条を加える。

第六条ノ二ノ三 輸入飼料勘定ニ於テハ輸入飼料ノ売渡代金、調整勘定ヨリノ受入金、一般会計ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ輸入飼料ノ買入代金、輸入飼料ノ買入、売渡及交換ニ関スル諸費、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ輸入飼料勘定ニ生ズル損失ヲ補填スル為一般會計ヨリ之ヲ繰入ルモノトス

第六条ノ三及び第六条ノ五第一項中「砂糖類勘定」の下に、「輸入飼料勘定」を加える。

第六条ノ七中「歳入ノ性質及歳出ノ目的ニ従ヒ之ヲ款及項」を「歳入ニ在リテハ其ノ性質ニ従ヒ之ヲ款及項ニ区分シ歳出ニ在リテハ其ノ目的ニ従ヒ之ヲ項」に改める。

第八条ノ四ノ二中「砂糖類勘定ニ付テハ」を「砂糖類勘定及輸入飼料勘定ニ付テハ」に改める。

第一項又ハ第三項第一項ノ規定ニ依ル国内産糖又ハ国内産葡萄酒ノ買入又ハ売渡及沖繩産糖ノ政府買入れに關する特別措置法(昭和三十九年法律第 号)第一項ノ規定ニ依ル沖繩産糖ノ買入又ハ売渡ニ関スル一切ノ歳入歳出ハ当分ノ間本會計ノ砂糖類勘定ノ所屬トスコノ場合ニ於テ第二条中「砂糖類」トアルハ「砂糖類(甘味資源特別措置法附則第二条第一項及第三条第一項ノ規定ニ依リ政府ノ買入ル国内産糖及国内産葡萄酒並沖繩産糖ノ政府買入れに關する特別措置法第一項ノ規定ニ依リ政府ノ買入ル沖繩産糖ヲ含ム以下同ジ)」ト讀替フルモノトス

四十年度分を含む。の予算に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

昭和三十九年三月三十一日における食糧管理特別会計の農産物等安定勘定の権利及び義務は、甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第 号)附則第七条第三項の規定により同会計の砂糖類勘定に帰属するもののほか、政令で定めるところにより、同会計の農産物等安定勘定又は輸入飼料勘定にそれぞれ帰属するものとする。

昭和三十八年度の食糧管理特別会計の農産物等安定勘定の歳出予算で、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は附則第二項の規定により従前の例によることとされる食糧管理特別会計法第九条第一項の規定により昭和三十九年度に繰り越して使用するものうち、飼料需給安定法第三条に規定する飼料需給計画に基づき政府の買入れる輸入飼料に係るものは、この会計の輸入飼料勘定において使用するものとする。

新法第六条ノ八第二項第二号又は第三号の規定により食糧管理特別会計の予算に添付すべき前前年度又は前年度に係る書類については、昭和三十一年度分(前前年度)に係る当該書類については、昭和

会計に新たに輸入飼料勘定を設けるとともに、これに伴つて必要な規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長山中貞則君。報告書は本号末尾に掲載。

山中貞則君 たいま議題となりまして三法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、教育の重要性に顧み、国立学校の施設の整備及び内容の充実をはかるため、新たに国立学校特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しようとするものであります。

法案の内容は、第一に、この会計は文部大臣が管理すること、

第二に、この会計の歳入は、一般会計からの繰り入れ金、授業料、入学料、検定料、病院収入、積み立て金からの受け入れ金、借り入れ金、財産処分収入、寄付金及び附属雑収入とし、歳出は、国立学校の運営費、施設費、奨学交付金、借り入れ金の償還金及び利子、一時借り入れ金の利子その他の諸費としております。

第三に、国立学校の附属病院の施設を整備するため必要があるときは、この会計の負担において借り入れ金をす

ることができるとしてあります。第四に、この会計の毎会計年度の決算上剰余金が生じた場合においては、将来の施設整備費の確保をはかるため、一定の計算のもとに積み立て金として積み立てることとし、なお、剰余金があるときは、翌年度の歳入に繰り入れることとしてあります。

その他、この会計の予算及び決算の作成及び提出に關し必要な事項をほじめとし、一時借り入れ金の借り入れ、国庫余裕金の繰りかえし使用、余裕金及び積み立て金の資金運用部への預託、奨学交付金の委任経理等について必要な事項を定めてあります。

次に、自動車検査登録特別会計法案について申し上げます。

この法案は、最近における自動車の激増に対処し、自動車の検査及び登録事務の処理体制の改善をはかるため、新たに特別会計を設置して、これを一般会計と区分して経理しようとするものであります。

法案の内容は、第一に、この特別会計は運輸大臣が管理することとしてあります。

第二に、この会計の歳入は、自動車検査登録印紙売り渡し収入及び付随雑収入とし、歳出は、事務取り扱い費、施設費及び一時借り入れ金の利子その他の諸費としてあります。

その他、この会計の予算及び決算の作成及び提出に關し必要な事項をほじめとし、決算上の剰余金の処分、余裕金の資金運用部への預託、一時借り入れ金の借り入れ等について必要な事項を定めてあります。

最後に、食糧管理特別会計法の一部

を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、飼料需給安定法の規定による飼料需給計画に基づいて、政府の行なう輸入飼料の買入れ、売り渡し等に関する経理を明確にするため、食糧管理特別会計に新たに輸入飼料勘定を設けるとともに、これに伴って必要な規定の整備をはかろうとするものであります。すなわち、輸入飼料の買入れ、売り渡し等に関する経理は、現在、暫定的に、農産物等安定勘定において行なっておりますが、輸入飼料の取り扱い数量が増加し、農産物等安定勘定の歳入、歳出の予算の中で、輸入飼料にかかるものがその大部分を占めるとともに、同勘定に生ずる損失も、そのほとんどが輸入飼料の取り扱いにかかるものとなっておりますので、今回その経理を明確にするため、輸入飼料勘定を設けることとしたものであります。

その内容は、  
第一に、この勘定においては、輸入飼料の売り渡し代金、調整勘定よりの受け入れ金、一般会計よりの受け入れ金、その他付属雑収入をもつてその歳入とし、輸入飼料の買入れ、売り渡し及び交換に関する諸費、業務勘定及び調整勘定への繰り入れ金その他付属諸費をもつてその歳出としております。

第二に、輸入飼料の買入れ代金の財源あるいは資金繰りに充てるため必要があるときは、一年以内あるいは当該年度内に償還すべき証券を発行し、または借り入れ金もしくは一時借り入れ金を行なうことができることとしております。  
第三に、この勘定の利益または損失は、この勘定の積み立て金として積み立てまたは減額して整理し、整理できないものは、損失の繰り越しとして整理することにより、一般会計から繰り入れられてこれを補てんすることができるといたしております。  
その他、この勘定の設置に伴って必要な規定の整備をはかることにより、以上、三法律案については、慎重に審議し、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ることいたします。

かくて、昨二十七日、質疑を終了し、直ちに国立学校特別会計法案、及び自動車検査登録特別会計法案の二法案を一括して討論に入りましたところ、ト部委員は、日本社会党を代表して、総計予算主義の原則に反する等の理由をあげて両案に反対し、小山委員は、自由民主党を代表して、特別会計設置の利点等をあげて両案に賛成し、また竹本委員は、民主社会党を代表して、特別会計の無原則な増設等を理由として両案に反対の討論を行なわれしました。次いで、採決いたしましたところ、右二法案は多数をもって可決し、また、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案は全会一致をもって可決となりました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(船田中君) 三案中、日程第五及び第六の両案につき討論の通告があります。これを許します。ト部政已君。

ト部政已君(登壇) 私は、日本社会党を代表いたしました。国立学校特別会計法案、並びに自動車検査登録特別会計法案の両案に對しまして、反対の趣旨を述べんとするものであります。(拍手) 初めに、国立学校特別会計法案についての反対理由を明らかにしたいと思っております。

第一に問題にしなければならぬのは、この法案が上程されるに至った動機であります。教育基本法の前文にあるように、真理と平和を希求する人間を育成するということは、政府が常に心し、配慮しなければならぬものであります。この観点に立つて、教育財政の充実については慎重な考慮が払われなくてはならないことは、申すまでもないところであります。

しかるに、今回提案された本法案は、教育財政の充実のために配慮されたものではなく、開放経済移行に必要とする財政需要をまかなうために、限られた資金を効率的に運用し、昨年行なわれた海運業界の企業間の合同合併並びに銀行の合併に見られるように、むだな投資を排除し、資本の集中巨大化と生産性向上によって、設備更新を容易にするとともに、人事の合理化を進め、より多くの企業利潤を蓄積して、当面している転換期を乗り越えることを企図しているものであります。

この観点から、国立学校の特別会計への移行を見るとき、国立学校の施設費、運営費の一般会計からの繰り入れを防ぎ、国立学校の整理によって学校資金と教職員の集中化をはかろうとするものであります。このため、文部省にさき事前の打ち合わせを行わず、一方的な押しつけと強引な提案を行なってきたことは、真理と平和希求の教育を無視したものとわがざるを得ないのであります。(拍手)これが反対の第一の理由であります。

次に、中央教育審議会が三十八年の一月、大学の教育改善について答申を行なっておりますが、この中で、大学の財政について、特別会計制度の採用を求める意見があるが、現在国立大学が内容、規模において急速な発展、拡充の過程にあることを考えると、国立

大学の特別会計制度についてはなお慎重に検討する必要があるとし、最後に、注として、「国立大学の経理手続管理運営のあり方について技術的、専門的に調査するために必要な調査会を設けることを検討すべきである。」といっておるのであります。政府がいたしましたのは、当然この制度に對して慎重考慮を期するために調査会の設置こそ本国会に提案すべきであるのであります。にもかかわらず、この答申を無視し、さらに国立大学協会の意見すらも十分に求めず、なお将来意見を反映させることさえ条文化せず、そのことを強引に押し切ったことは、大学の自治を否定するといわざるを得ないのであります。断じて容認しがたいものであります。(拍手)これが反対理由の二であります。

次に、大学行政が強化される理由といたしまして、一、一般会計ではできない大学の土地処分ができる、二、財政投融資が受けられる、三、歳入超過分について、必要経費の支出が認められる、と政府は説明しているものであります。

しかし、第一の点についてであります。国有財産である大学の土地利用計画は、一大学の立場で行なうべきではありません。国家的見地で行なうべきでありまして、現在の各大学の不急不要の土地処分計画と各大学が要求している土地入手計画を網羅し、企画立

案すべきであります。したがって、土地問題は各大学ごとのかつてな処分にかまかせてはならないのであります。まして一時的な研究費の増額のため、大学みずからの土地を切り売りするようなことは、教育研究の将来を考えると、破壊という憂うべき事態の招来を懸念せざるを得ないのであります。

(拍手)

第二点の財政投融資は病院だけのものであつて、一般会計の繰り入れ等についても弾力化したとは考えられないのであります。また、大学の付属病院が貧弱劣悪な施設であるならば、その実態と改善計画を文部大臣みずから企画立案をして国会審議にかけるべきであります。単なる会計技術の改善にこのことを求めるべきではないのであります。

第三点の、歳入超過分の大学自由処分は、一方では、国立大学の教育研究を収益事業化し、他方では、国立大学予算の一般会計からの繰り入れ分を相対的に削減するところの自律作用を持つているのであります。また、収益力のない基礎的、教養的な学内分野は、応用的学問分野に立ちおけるといふ結果を招き、収益力のある大学と、収益力のない大学との格差を拡大するといふ弊害を生むことは必至なのであります。

以上述べた理由でも明らかなおと、国立学校特別会計法案は、教育研究の高邁な理念を忘却し無視したものである以上、わが党は強く反対の態度を表明するものであります。(拍手)

自動車検査登録特別会計法案についてであります。企業採算的な考え方で行なわれるであろうことは火を見るよりも明らかであります。特にわれわれが反対をするのは、特別会計の乱増という点にあります。予算総計主義の財政原則がくずれるということになるのであります。好ましい結果ではありません。

以上が反対の理由であります。以上申述べた理由によりまして、両法案に反対し、討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、日程第五及び第六の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたします。

昭和三十九年三月二十八日 衆議院会議録第十九号 国立学校特別会計法案外二案 通商産業省設置法の一部を改正する法律案

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十九年一月二十九日

内閣総理大臣 池田 勇人

通商産業省設置法の一部を改正する法律

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「及び経済協力部」を、「国際経済部及び経済協力部」を、「企業局に産業立地部」に改める。

第八条第三項中「第七号」を削り、「第三号」の下に、「第七号」を加え、「国際協力」を「経済協力」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国際経済部においては、第一項第六号の二に掲げる事務並びに同項第二号に掲げる事務のうち多数

通商産業省設置法の一部を改正する法律

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「及び経済協力部」を、「国際経済部及び経済協力部」を、「企業局に産業立地部」に改める。

第八条第三項中「第七号」を削り、「第三号」の下に、「第七号」を加え、「国際協力」を「経済協力」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国際経済部においては、第一項第六号の二に掲げる事務並びに同項第二号に掲げる事務のうち多数

第二十五条第一項の表中

産業構造調査会	産業構造に関する基本
産業構造審議会	産業構造に関する重

を

に改め、産業合理化審議会及び電気事業審議会の項を削る。

第二十七条第九号の次に次の三号を加える。

九の二 工業用地、工業用水その他の産業立地に関すること。

九の三 工業用水道に関すること。

九の四 所掌に係る事業の工場排水の規制その他の産業公害の防止に関すること。

第五十条第一項の表中「二、五七六人」を「二、六六八人」に、「二、二〇五人」を「二、三二五人」に、「二六三人」を「二六七人」に、「二二、九四四人」を「二一、一五〇人」に改める。

附則第四項中「産業構造調査会、産業地域振興審議会及び電気事業審議会」は昭和三十九年三月三十一日

国間の協定又は取極に関すること、同項第三号及び第十号に掲げる事務のうち通商経済上の国際協力に関すること並びに同項第七号に掲げる事務であつて経済協力部の所掌に属するもの以外のものに属することをつかさどる。

第九条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 通商産業省の所掌事務に關し消費の合理化及び一般消費者の利益の保護に関する事務を総括すること。

第九条に次の一項を加える。

2 産業立地部においては、前項第七号及び第十二号から第十六号までに掲げる事務をつかさどる。

第五十条第一項の表中「二、五七六人」を「二、六六八人」に、「二、二〇五人」を「二、三二五人」に、「二六三人」を「二六七人」に、「二二、九四四人」を「二一、一五〇人」に改める。

附則第四項中「産業構造調査会、産業地域振興審議会及び電気事業審議会」は昭和三十九年三月三十一日

第五十条第一項の表中「二、五七六人」を「二、六六八人」に、「二、二〇五人」を「二、三二五人」に、「二六三人」を「二六七人」に、「二二、九四四人」を「二一、一五〇人」に改める。

附則第四項中「産業構造調査会、産業地域振興審議会及び電気事業審議会」は昭和三十九年三月三十一日

昭和三十九年三月二十八日 衆議院會議録第十九号 通商産業省設置法の一部を改正する法律案 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案外一案 五八二

を「産炭地域振興審議会は昭和四十年十一月十二日」に改める。

附則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

理由

国際協力、関税その他国際経済に関する事務のうち通商産業省の所掌に係るものの増大に対処し、これらの事務を円滑に運営するため、通商局に国際経済部を設置することともに、産業立地に関する事務を強力に推進するため、企業局に産業立地部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長徳安實蔵君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔徳安實蔵君登壇〕

○徳安實蔵君 たいだいま議題となりました通商産業省設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

改正の要旨は、通商局に国際経済部を、企業局に産業立地部を、それぞれ

新設すること、産業構造調査会及び産業合理化審議会を統合して産業構造審議会を設置すること、産炭地域振興審議会設置期限を昭和四十一年十一月十二日まで延長すること、定員を二百六人増員すること等であります。

本案は、一月二十九日本委員会に付託、二月十八日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、本日、質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であり、本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案 (議院運営委員長提出)

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案 (議院運営委員長提出)

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、議院運営委員長提出、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案、案を一括して議題といたします。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案 右の議案を提出する。

提出者 議院運営委員長 福永 健司

昭和三十九年三月二十七日

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案 国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「日額四百五十円」を「給料月額三万八千五百円を受ける者にあつては日額五百五十円、給料月額一万九千六百三十円を受ける者にあつては日額四百五十円」に改める。

第二条の二第一項中「月額六千七百五十円」を「給料月額三万八千五百円を受ける者にあつては月額八千二百五十円、給料月額一万九千六百三十円を受ける者にあつては月額六千七百五十円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

理由

国会議員の秘書のうち、給料月額三万八千五百円を受ける者の潜在雑費及び閉会中雑費の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約一千八百二十八万四千円であつて、昭和三十九年度予算に計上済みである。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案 右の議案を提出する。 昭和三十九年三月二十七日

提出者 議院運営委員長 福永 健司

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案 衆議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月二十八日議決)の一部を次のように改正する。

第一条中「千六百八十人」を「千六百十六人」に改める。

附則

1 この規程は、昭和三十九年七月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、第四十六回国会の会期の終了日の翌日から施行する。

2 改正後の衆議院事務局職員定員規程第一条の規定にかかわらず、同条に規定する定員は、昭和三十三年九月三十日までの間は、千六百十三人とする。

○議長(船田中君) 提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員長福永健司君。

〔福永健司君登壇〕

○福永健司君 議題の二件につき、提案理由を申し上げます。 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案は、国会議

員の秘書のうち、給料月額三万八千五百円を受ける秘書に支給する滞在雑費及び閉会中雑費の額を改定しようとするものであります。その内容は、滞在雑費の日額四百五十円を五百五十円に、また、閉会中雑費の月額六千七百五十円を八千二百五十円に、それぞれ増額改定し、昭和三十九年四月一日から施行しようとするものであります。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案は、職員定員千六百八人を千六百十六人に改めようとするものであります。なお、国会開会中の臨時監視については、閉会中にも引き続き在職できるようにいたすものであります。

両案は、いずれも議院運営委員会において起草、提出したものであります。何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 両案を一括して採決いたします。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも可決いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十三分散会

出席國務大臣

- 外務大臣 大平 正芳君
- 通商産業大臣 福田 一君
- 郵政大臣 古池 信三君
- 國務大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

- 大蔵政務次官 額 彌三君
- 文部政務次官 八木 徹雄君
- 農林政務次官 丹羽 兵助君
- 運輸政務次官 田邊 國男君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨二十七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。中小型鋼船造船業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、昨二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部を改正する法律

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律

一、昨二十七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めたの件

(報告書及び文書受領)

一、昨二十七日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

観光基本法第五条第一項の規定に基づく昭和三十一年度観光の状況等に関する年次報告

観光基本法第五条第二項の規定に基づく昭和三十一年度において講じようとする観光に関する政策に関する文書

一、昨二十七日、内閣を經由して首都圏整備委員会委員長河野一郎君から、首都圏整備法第十五条の規定に基づく首都圏整備計画作成及び実施状況報告書を受領した。

(政府委員承認)

一、昨二十七日、船田議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第四十六回国会政府委員に任命することを承認した。

- 運輸省自動車局参事官 増川 遼三

(要求書受領)

一、今二十八日、内閣から、原子力委員会委員に武田榮一君を任命したいので、原子力委員会設置法第八条第

一項の規定により本院の同意を得た旨の要求書を受領した。

一、今二十八日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に松坂佐一君を任命したので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得た旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任)

一、昨二十七日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

- 大蔵委員会 理事 金子 一平君(理事白井 莊一君去る二十五日委員補任につきその補欠)
- 通信委員会 理事 上林山榮吉君(理事大高 康君昨二十七日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、昨二十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

- 地方行政委員 武市 恭信君 額岡 兵輔君
- 法務委員 馬場 元治君 志賀 義雄君
- 外務委員 額岡 兵輔君 武市 恭信君
- 大蔵委員 田中 武夫君 横路 節雄君
- 社会労働委員 巨 四郎君 田村 元君

農林水産委員 中澤 茂一君 中村 時雄君

川俣 清吾君 玉置 一徳君

大村 邦夫君 島口重次郎君

石野 久男君 兒玉 末男君

建設委員 田村 元君 玉置 一徳君

巨 四郎君 中村 時雄君

古川 丈吉君 石野 久男君

横路 節雄君 加藤 進君

決算委員

田中織之進君 森本 靖君

島口重次郎君 中澤 茂一君

議院運営委員

山田 耻目君

(常任委員補欠選任) 一、昨二十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

- 地方行政委員 額岡 兵輔君 武市 恭信君
- 法務委員 古川 丈吉君 林 百郎君
- 外務委員 武市 恭信君 額岡 兵輔君
- 大蔵委員 横路 節雄君 田中 武夫君
- 社会労働委員 田村 元君 巨 四郎君
- 農林水産委員 川俣 清吾君 玉置 一徳君
- 中澤 茂一君 中村 時雄君

商工委員

石野 久男君 兒玉 末男君  
大村 邦夫君 島口重次郎君  
建設委員  
亘 四郎君 中村 時雄君  
田村 元君 玉置 一徳君

予算委員

馬場 元治君 大村 邦夫君  
田中 武夫君 志賀 義雄君  
石野 久男君 横路 節雄君  
決算委員  
島口重次郎君 中澤 茂一君  
田中織之進君 森本 靖君  
議院運営委員 只松 祐治君

(議案提出)

一、昨二十七日、委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。  
最低賃金法案(勝岡田清一君外十四名提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

(議案受領)

一、昨二十七日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。  
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案  
一、昨二十七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

電波法の一部を改正する法律案

(議案付託)  
一、昨二十七日、委員会に付託された議案は次の通りである。  
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)(参議院送付)

法務委員会 付託

酒税法の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出、衆法第三〇号)  
製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出、衆法第三一号)

(議案送付)

一、昨二十七日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。  
電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四六号)(予)

通信委員会 付託

一、昨二十七日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。  
刑法の一部を改正する法律案  
郵政省設置法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、昨二十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案  
公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求めるの件  
一、昨二十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

酒税法の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出)

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出)

入場税法の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、昨二十七日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案  
消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨二十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案  
一、昨二十七日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
一 議案の要旨及び目的  
本案は、保安林整備計画の実施の状況及び最近における水資源の需要の動向にかんがみ、これに対応するよう現行保安林整備計画を改訂するとともに、民有保安林の買入れ等の措置を継続するため、法律の有効期間を十カ年延長しようとするものである。

二 議案の可決理由

国民経済の発展、国民生活の向上に伴い保安林の有する災害の防止軽減、水資源のかん養、保健衛生の機能に対する国民的要請はますます増大する傾向にあることにかんがみ、本案の趣旨は適當と認め、多数をもつてこれを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費  
昭和三十九年度一般会計予算農林省所管に、保安林整備計画樹立委託費として、一千四百二十一万円および昭和三十九年度国有林野事業特別会計予算に、民有保安林買入費として七億三千九十三万円、治山事業費中買入部分に対するものとして十億四千九百九十四万円がそれぞれ計上されている。  
右報告する。

昭和三十九年三月二十七日  
農林水産 高見 三郎  
委員長  
衆議院議長船田中殿

一 議案の要旨及び目的

林業信用基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書  
議案の要旨及び目的  
本案は、林業経営に必要な資金を林業者等が融資機関から借り受ける場合にその債務を保証する機関である林業信用基金に対する民間林業者等の出資の増大に伴い、その運営の円滑化、適正化を図るため、業務執行体制を整備するとともに、基金に対する政府の追加出資についての規定を整備しようとするもので、その内容は次のとおりである。  
1 林業信用基金に対する政府の追加出資の規定を設けることとする。

2 常勤の理事を増加し二人以内とする。こととする。

二 議案の可決理由

本案は、林業金融の円滑化の措置として有効適切なものと認め、多数をもつてこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、原案に対しては、日本社会党角屋堅次郎君外二名の提案により、「基金に対する政府出資額は、現行通り法律に明記する。」「旨の修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

三 本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に、林業信用基金への追加出資金として、三億五千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十一年三月二十七日

農林水産 高見 三郎  
委員長

衆議院議長船田中殿

通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めらるる件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国が昭和三十年にガットに加入した際、オーストラリア連邦は、わが国に対しガット第三十五条を援用し、昭和三十一年にはそ

の援用を続けたまま、両国間に通商協定が締結された。

その後、両国間の貿易は安定した発展をみるに至つたので、昭和三十五年十月以来、ガット第三十五条援用の撤回について交渉を行なつた結果、昭和三十八年八月五日東京で本議定書が署名された。

本議定書は、現行協定中第四条1及び2を削り、その代わりに、協定のいかなる規定も、いずれか一方の国がガット締約国として有する権利義務を害するものでない旨の規定を新たに設け、第五条(セーフガード規定)を削り、第七条2中の有効期間「一九六〇年七月五日」を「本議定書の効力発生の日から三年後の日」に改めることを規定している。

なお、この議定書は批准書交換の日に効力を生ずることになつてゐる。よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらるるものである。

二 本件の議決理由

オーストラリア連邦のわが国に対するガット第三十五条援用撤回により、両国間の貿易及び友好関係の増進が期待されるので、本議定書の締結は必要かつ適切な措置

であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月二十七日

外務委員長 白井 莊一  
衆議院議長船田中殿

通商に関する日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の協定の締結について承認を求めらるる件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国とエル・サルヴァドル共和国との間には、従来、通商に関する協定がなかつたので、同国との間に通商上の諸般の待遇の保障を実現するため、昭和三十七年以来、通商に関する協定の締結について交渉を重ねた結果、昭和三十一年七月十九日東京で本協定が署名された。

本協定は、両国間の通商関係の強化発展、並びに投資及び経済協力の助長をはかることを目的とするもので、両国は、関税、その賦課方法、輸出入規則、輸出入貨物に対する内国税の適用、輸入貨物の取扱ひ、支払、送金及び資金又は金銭証券の移転、出入国、滞在、旅行、居住、財産権及び事業活動等に関して最恵国待遇を、船舶の入港、貨物及び人の輸送に関

して内国民待遇及び最恵国待遇を与えること、また、協定の不可分の一部をなす議定書において、適用除外事項、不動産の権利の享有に関する相互主義、ガットに基づく権利義務の優先等について規定している。

なお、この協定は、批准書の交換の日の後一箇月で効力を生じ、三年間効力を有し、期限終了前三箇月の予告をもつて終了の意思を通告しない限り、その後も同一の期間ずつ延長されることになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらるるものである。

二 本件の議決理由

エル・サルヴァドル共和国との通商関係を強化拡大することは、わが国の中米諸国との間の貿易の振興及び経済協力の促進上必要であるので、本協定を締結することは適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月二十七日

外務委員長 白井 莊一  
衆議院議長船田中殿

国立学校特別会計法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

国立学校の充実に資するとともに、その経理を明確にするため、国立学校特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することとしている。

1 この会計は、文部大臣が管理する。

2 この会計の歳入は、一般会計からの繰入金、授業料、入学料、検定料、病院収入、積立金からの受入金、借入金、財産処分収入、寄附金及び附属雑収入とし、歳出は、国立学校の運営費、施設費、奨学交付金、借入金、償還金及び利子、一時借入金、の利子その他の諸費とする。

3 国立学校の附属病院の施設費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において借入金をすることができるとする。

4 その他、この会計の予算及び決算の作成及び提出、決算上の剰余金の処分、積立金の運用、余剰金の預託、一時借入金の借入れ、委任経理等この会計の経理に關し必要な事項を定めることとしてゐる。

二 議案の可決理由

教育の重要性にかえりみ、国立学校の施設の整備及び内容の充実に資する本案の措置は適切妥当であることを認め、本案は、これを原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十九年度予算において、本会計の歳入及び歳出は、いずれも一千三百九十四億円を計上して右報告する。

昭和三十九年三月二十七日

大蔵委員長 山中 貞則  
衆議院議長船田中殿

自動車検査登録特別会計法案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的  
道路運送車両法の規定による自動車の検査及び登録の事務に関する政府の経理を一般会計と区分して明確にするため、特別会計を設置することとしている。

1 この会計は、運輸大臣が管理する。

2 この会計の歳入は、自動車検査登録印紙売渡収入及び附属雑収入とし、歳出は、事務取扱費、施設費及び一時借入金金の利子その他の諸費とする。

3 その他、この会計の予算及び決算の作成及び提出、決算上の剰余金の処分、余裕金の預託、一時借入金金の借入れ等この会計の経理に関し必要な事項を定めている。

二 議案の可決理由

最近の自動車の激増に伴い、自動車の検査登録事務の処理体制の改善に資せんとする本案の措置は適切妥当であることを認め、本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十九年度特別会計予算において、歳入及び歳出は、いずれも十五億二千万円を計上して右報告する。

昭和三十九年三月二十七日

大蔵委員長 山中 貞則  
衆議院議長船田中殿

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的  
飼料需給安定法の規定による飼料需給計画に基づき、政府の行なう飼料の買入れ、売渡し等に関する経理を明確にするため、食糧管理特別会計に新たに輸入飼料勘定を設けるとともに、これに伴つて必要な規定の整備を図ることとしている。

1 この勘定の歳入は、輸入飼料の売渡代金、調整勘定よりの受入金、一般会計よりの受入金その他附属雑収入とし、歳出は、輸入飼料の買入れ、売渡し及び交換に関する諸費、業務勘定及び調整勘定への繰入金その他附属諸費とする。

2 輸入飼料の買入れ金の財源或いは資金繰りのため必要があるときは、一年以内或いは当該年度内に償還すべき証券を発行し、又は借入金、一時借入金を行なうことができる。

3 この勘定の利益又は損失は、この勘定の積立金として積み立て又は積立金を減額して整理し、整理できないものは損失の繰越しとして整理する。

4 この勘定に生ずる損失は、予算の定めるところにより、一般会計から繰入れ補てんすることができ。

二 議案の可決理由

食糧管理特別会計は、現在、国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定、農産物等安定勘定、業務勘定及び調整勘定等の勘定に区分されているが、輸入飼料の買入れ、売渡しに関する経理は暫定的に農産物等安定勘定で行なわれている。しかし輸入飼料の取扱数量が増加し、農産物等安定勘定の歳入歳出予算の大部分を占めるとともに、同勘定に生ずる損失もそのほとんどが輸入飼料の取扱いに係るものとなつてきているので、輸入飼料勘定を設けることは、時宜に適した妥当な措置であることを認め、本案は、これを原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十九年度における食糧管理特別会計の輸入飼料勘定の歳入

歳出予算は、いずれも五百六十九億円を計上している。  
右報告する。  
昭和三十九年三月二十七日  
大蔵委員長 山中 貞則  
衆議院議長船田中殿

一 議案の要旨及び目的  
本案の改正点は、次のとおりである。  
1 通商産業省における国際経済関係事務の増加に対処するため、通商局に国際経済部を新設すること。  
2 産業立地行政を適切かつ効率的に推進するため、企業局に産業立地部を新設すること。  
3 企業局の所掌事務に通商産業省の所掌にかかる消費に関する事務を総括することを明記するとともに、通商産業局の所掌事務に産業立地に関する事務等を明記すること。  
4 産業構造調査会及び産業合理化審議会を統合して、産業構造に関する重要事項を調査審議する産業構造審議会を新設すること。

5 特許庁の審査審判事務の促進、試験研究所の機構の拡充等のため、定員を二〇六八人増員して、次のように改めること。  
本 省  
一一、六六八人(増員 九二八)

特許庁

一、三一五人増員二〇〇人  
中小企業庁  
計 一三、一五〇人

6 産炭地域振興審議会の設置期限を、産炭地域振興臨時措置法の期限に合わせて、昭和四十一年十一月十二日まで延長すること。  
二 議案の可決理由  
本案は、通商産業行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。  
三 本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費として約八千七十一万九千円が、昭和三十一年度一般会計歳出予算に計上されている。  
右報告する。  
昭和三十九年三月二十八日  
内閣委員長 徳安 實藏  
衆議院議長船田中殿

衆議院會議録第十六号(その一)中正

ページ	行	誤	正
四三三	二	九	これから
四三八	一	三	賛成を
四三〇	五	一	種置
四三〇	一	三	講すること
四三〇	五	三	八年
			八月

定価 一部 十五円  
(たし長買紙二十円)  
発行所 東京都港区赤坂英町二番地  
大蔵省印刷局 電話東京六〇〇  
官報 代代代

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日